

# 児童手当に関するお知らせ

**令和4年6月分(10月支給分)から児童手当の制度が一部変更になります。**

- ① 現況届の提出が原則不要になります。
- ② 申請内容に変更があった場合、届出が必要です。
- ③ 特例給付に所得上限額が設けられます。

## ① 現況届について

毎年6月の現況届の提出が原則不要となり、公簿等を確認して審査します。現況届の提出が必要な方のみ、現況届を送付します。

《現況届の提出が必要な方》

- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所が実際の居住地と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・その他、状況の確認が必要な方

※ 令和3年度以前の現況届が未提出の場合、令和3年度以前の現況届は提出が必要です。

※ 公簿等で所得情報等が確認できない場合や、配偶者の方の所得が高い場合は、別途必要書類の提出や、配偶者の方の新規申請が必要になることがあります。

上記に該当する場合で現況届が届かない方はお問い合わせください

## ② 変更事項の届出について

令和4年6月より、以下に該当する場合は変更の届が必要になります。

《変更届の提出が必要な場合》

- ・市外に住む配偶者が転居した場合
- ・配偶者と婚姻／離婚した場合（離婚協議中の受給者が離婚した場合を含む）
- ・就職／退職により加入する年金制度が変更になった場合（国民年金から厚生年金になったなど）で、3歳未満の児童を養育している場合

※ 上記以外にも・受給者や配偶者、児童が五島市外に転出するとき  
・受給者と児童が同居から別居又は別居から同居が変わるとき  
・児童との同居別居を問わず、児童を養育しなくなったとき  
・公務員になったとき／公務員をやめたとき  
・児童が生まれたとき など、引き続き届け出が必要です。

変更の届出がされないと、手当の過払いが発生し、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いいたします。

裏面へ続きます

### ③ 特例給付の所得上限額について

令和4年6月1日付の児童手当法改正に伴い、令和4年6月分（10月支給分）から、主たる生計維持者の所得が下記表「B：所得上限額」以上の場合、児童手当等は支給されません。

扶養親族等の数 ※1 (カッコ内は例)	A:所得制限限度額		B:所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円) ※2	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円) ※2
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※1 扶養親族等の数は所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの人数をいいます。扶養親族等の人数に応じて限度額（所得税ベース）は1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※2 「収入額の目安」は給与収入のみの場合です。あくまでも目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得上限額等と比較します。

例) 主たる生計維持者の所得が

- ・ A 未満の場合 … 児童手当（児童一人あたり月額10,000円または15,000円）
- ・ A 以上 B 未満の場合 … 特例給付（児童一人あたり月額5,000円）
- ・ B 以上の場合 … 児童手当等の支給対象外 となります。

**※所得上限額以上で令和4年6月分以降の児童手当等が不支給となったあとに所得がBの額を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますのでご注意ください。**

### 公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。  
以下の場合、その翌日から15日以内に五島市や勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員ではなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先官署の変更により児童手当の申請先が市から勤務先（または勤務先から市）へ変更になる場合

※申請が遅れると、勤務先と五島市での二重支給が生じ、過払い金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いします。

問い合わせ先  
五島市福祉保健部 ども未来課  
子育て支援班 ☎0959-74-5831